



地域低炭素化推進事業体設置モデル事業

2019年度要求額
100百万円（100万円）

背景・目的

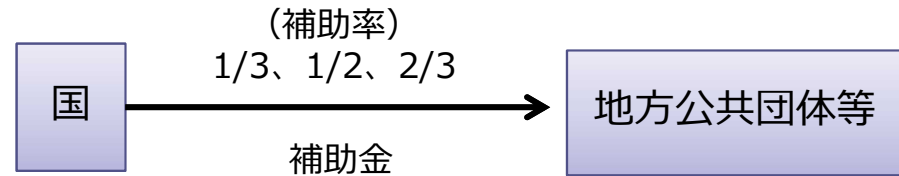
- 地域新電力のような、地域の再生可能エネルギーの活用等により低炭素化を推進する事業体には、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地方公共団体の積極的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。

事業概要

地方公共団体の積極的な参画・関与の下、低炭素化事業を実施する事業体を地域金融機関、地元企業、一般市民等の出資によって設置する場合に、事業化（事業体の立ち上げ又は拡充）に係る費用の一部を補助する。

事業スキーム

実施期間：平成30年度～32年度（最大3年間）

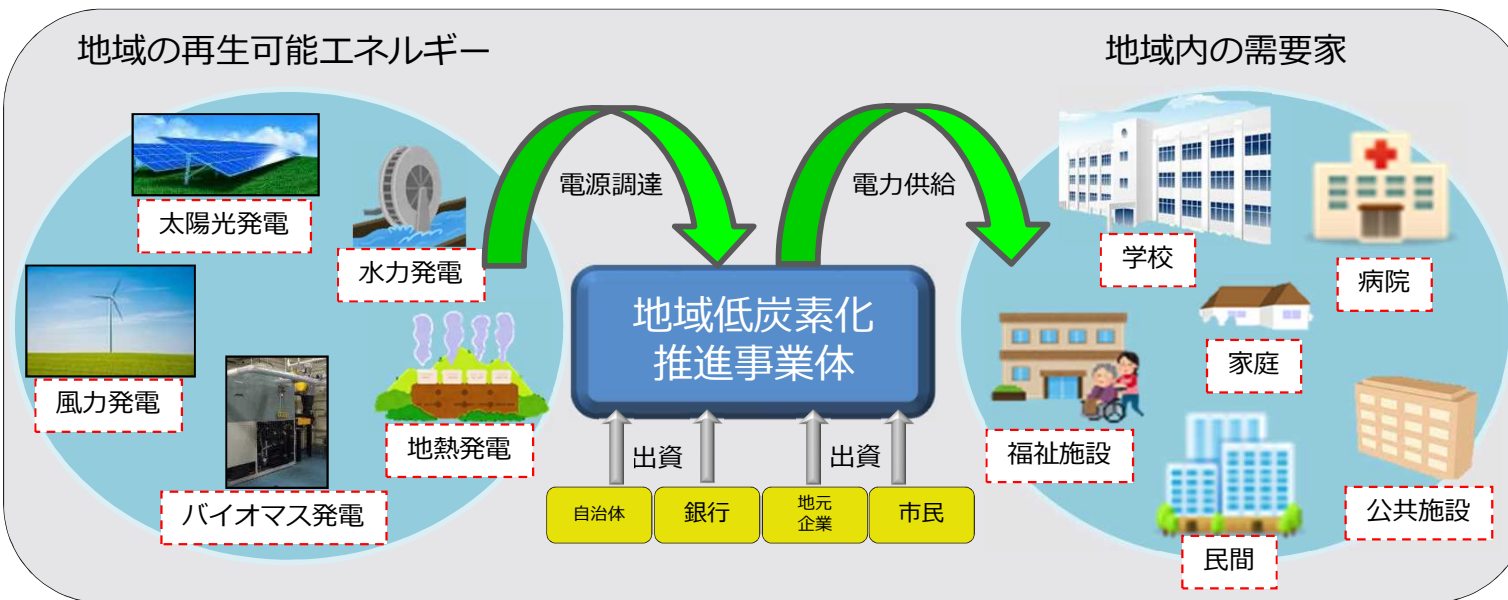


事業目的・概要等

期待される効果

- 地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体の形成
- 将来的な他地域への自立的普及に向けた事業モデルの確立

イメージ



- <事業体の主な特徴（例）>
- 地方公共団体の積極的な参画・関与
 - 地域金融機関の協力（資金調達、事業性の評価等）
 - 地元企業や一般市民の出資
 - 電源調達に占める再エネ比率の向上（CO2排出係数の低減）
 - 需給管理等の事業ノウハウ蓄積
 - 地域課題の同時解決 等